（大臣官房）同　中田　昌和
大臣官房参事官の併任を解除する
公害等調整委員会事務局に出向させる
逢見　直人　　落合　誠一　　小幡　純子
樫谷　隆夫　　片山　善博　　小林　麻理
近藤　弥生　　野原佐和子　　本田　勝彦
前原　金一　　吉野源太郎　　渡邉　理子
官民競争入札等監理委員会委員に任命する（各通）
（以上七月七日）

公正取引委員会

（内閣府大臣官房）内閣府事務
官　道上　浩也
近畿中国四国事務所長に転任させる（七月七日）

外　務　省

（大臣官房審議官）外務事務官　小田　克起
内閣府に出向させる（七月七日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　岡島　敦子
（大臣官房審議官）同　道上　浩也
内閣府に出向させる（各通）
（内閣府北方対策本部審議官）
内閣府事務官　藤本　一郎
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる（以上七月七日）

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、平成21年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成21年７月10日　法務大臣　森　　英介

１　申請資格　土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

２　申請期間　平成21年７月16日（木曜日）から平成21年７月29日（水曜日）まで

３　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成21年７月31日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書及び修了証明書を添付すること。

４　認定手数料　2,400円の額に相当する収入印紙を認定申請書にはって納付すること。

５　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成21年10月１日（木曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年７月10日

国土交通大臣　金子　一義

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

平成20年２月の防災基本計画の修正及び防災関連施策の進展等を踏まえ、所用の修正を行った。

二　修正年月日

平成21年６月24日

三　修正の要旨

平成20年２月の防災基本計画の修正等を踏まえ、所用の修正を行った。

第１編　総則

第２章　防災対策の基本方針

○発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるものとする。

第２編　震災対策編

第１章　災害予防

第１節　震災対策の推進

第15　防災拠点の確保・整備

○首都圏、近畿圏の広域防災のヘッドクウォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の整備を推進するとともに、物流機能に関する運用体制の強化を図るものとする。

第４節　防災教育等の実施

第２　防災知識の普及

○緊急地震速報の周知及び利活用推進等、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第５節　防災訓練

○訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集等

緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練、一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動無線電話装置の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する第６条の規定により、第22回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成21年７月10日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日

⑴　筆記試験　平成22年１月31日（日曜日）

⑵　実技試験　平成22年３月７日（日曜日）

２　試験地

⑴　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　実技試験　北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

３　試験科目

⑴　筆記試験　社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術（演習を含む。）、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術

⑵　実技試験　介護等に関する専門的技能

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　筆記試験の出題形式は五枝択一方式とし、出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。

⑶　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。